

新型コロナウイルス感染症から県民のいのち、暮らし、 営業を守るための緊急要請

新型コロナウイルス感染症が愛知県内でも拡大していることを受け、大村知事は県独自の「緊急事態宣言」を発出しました。また政府に対しても緊急事態宣言の対象地域に指定するよう要請しました。

既に多くの飲食店、観光、宿泊、運輸、介護など中小事業者が政府の自粛要請に応じて努力しています。そのため家賃・光熱費・賃金など固定費の支払いに迫られながら、収入を絶たれて苦境に立たされています。緊急事態宣言の発出によって不要不急の外出や移動の自粛を求められることになり、県民の暮らしと営業は一層厳しくなると考えられます。トヨタ・三菱などの大企業が工場の生産ラインを一部休止するなど、製造業の経営も悪化しています。雇用崩壊による生活困窮者の急増も懸念され、生活支援も中小企業への財政支援も待ったなしです。

これまで誰も経験したことのないコロナ危機から、県民のいのち、暮らし、経営を何としても守るために、自治体としてあらゆる対策を躊躇なく行うことが求められます。愛知で活躍する大企業に社会的責任を果たすことを要請するとともに、全国有数の財政力をもつ愛知県と市町村の力もいかして、決して国の制度待ちではなく、県独自の施策を思い切って実行することを求めます。日本共産党愛知県委員会は、愛知県の緊急対策がスムーズに実行できるよう財政措置も含めて以下、緊急に要請します。

記

1 中小企業の経営をまもる

【経営を守るための支援】

●感染予防の観点から、事業者の休業に対する補償を行うこと

自粛要請を境に、製造業からサービス業まであらゆる産業で業況が急激に悪化しています。仕事が激減している事業者は補償があれば思い切って休業に踏み込むことができ、感染抑止に効果絶大です。自粛による休業への補償や、損失も含めた支援を御殿場市のように自治体独自で実施することを強く求めます。

●継続した支援の枠をもうけること

終息の目途も、その先の経済も予測がつかない中で、欧州のように経営者を支える継続した補償の枠を県独自で設けること。

●事業者の資金繰り支援体制の拡充を大胆に進めること

セーフティネット保証に関する認定申請を行う各市町村窓口が大変混み合い、「緊急の」金融支援となりえていません。また、日本政策金融公庫の支店窓口も、事業者の融資相談が殺到し、必要書面を郵送でやり取りする状況に追い込まれています。今日明日の資金繰りが立ち行かない事業者を、早急に支援できるよう、2点提案します。

①緊急性の高い資金需要には、民間金融機関のプロパー融資を先行して実施し、セーフティネット保証に関する認定申請は事後に処理するなどの緊急対応を行うよう国へ求めること。

②政府系金融機関の融資窓口がパンク状態であることから、たとえば小口の資金需要（500万円以下など）の場合は、融資申し入れ後の内部審査を極小化し、速やかな資金供給を行うなどの特例措置を設けるよう国へ求めること。

●電気、ガス、水道などライフライン料金を県独自で補填する制度を検討すること。

●売上げが激減している事業所に対して固定費（賃料等）の補償を国に求めつつ、県独自でも補填の仕組みをつくること。

●税の申請期間をさらに延長することを国に求めること。

●テレワークの実施に伴う事業者の支出を補填する財政支援をおこなうこと。

【雇用を守るための支援】

●雇用調整助成金が迅速に手元に届くよう、手続きを簡素化すること

雇用調整助成金は、休業等が発生した後に、支払った賃金（休業手当）に基づき規定の助成率で算出された費用が支給申請の後に支払われることとなります。そのため、実際に助成金を受け取ることができるのが4か月先という例があります。現在の事業者の状況は、今日明日の資金に窮する状況にあり、たとえ一時的とはいえ賃金負担を行うことが厳しくなっています。景気の見通しも立たないなかで休廃業を選択する事業者が多数生み出されることになれば、多くの雇用が失われることとなります。手続きの簡素化、大胆な助成金の前倒し支給など、一刻も早く現金支給できるような措置を講じること。

●中小企業の労働者の賃金については、労災補償と同等の給付基礎日額の80%を補償することを国に求めること。

●体力のある大企業には雇用と下請け中小業者を守るために内部留保の活用を要請すること。

●フリーランスや雇用保険未加入の非正規労働者の状況をつかみ支援の仕組みをつくること。

●外国人や外国人技能実習生の実態をつかみ、必要な支援をおこなうこと。

2 いのちを守る生活支援

- 生活福祉基金の緊急小口資金、生活支援費の貸付の窓口を拡大し、支給が円滑に行われるように手続きを簡素化すること。
- 4月7日の通知にもとづいて、生活保護の生産手段保有要件が緩和されたことを周知徹底し、円滑に支援が受けられるようにすること。また財産要件の緩和についても、支援の枠をひろげられるよう国に要請すること。
- 住宅困窮者に対して行われる県営住宅の提供には、厳しい条件を設けず、迅速に入居できる手続きとすること。
- 県営住宅の家賃減免制度を現在の事態にふさわしい制度に拡充すること。
- 「住宅福祉給付金」制度が拡大されたこと、公営住宅でも利用できることを、県営住宅管理事務所に周知するとともに市町村にもその趣旨を通知すること。
- 市町村が家賃免除や生活困窮者に公営住宅を提供する場合の財政支援を行うこと。
- 社会福祉協議会や信用保証協会など困窮者の相談窓口支援情報を提供すること。
- 自宅に留まることが困難な事情を抱える方や、寮を追い出された非正規労働者などを、一時的に受け入れるホテルなどの宿泊施設を確保すること。
- 住宅困窮者のワンストップ相談窓口を設けること。

3 子どもへの支援

- 自主登校教室や幼稚園、保育園など子どもの居場所となるところで子どもの権利条約12条をふまえ、子どもの意見を表明する権利を尊重すること。
- すべての子どもに対し、コロナウイルスについて現時点でわかっている正しい情報、感染予防の方法、医療従事者のいる家庭の子どもへの差別などがおこらないよう人権を守る観点について、理解度合いに応じ丁寧に伝えること。そのために必要なプリントの配布などをおこなうこと。
- 学校が休校になったもとでも、市町村教育委員会が給食を提供できるよう県として支援をおこなうこと。給食牛乳や食材にかかわるすべての業者に財政的支援をおこない営業を守ること。
- 学校、学童、児童デイサービス、保育園など子どもの居場所になる施設での過ごし方について、子どもたちが居心地よく安心して過ごせるよう各市町村、市町村教育委員会、学校の判断を尊重し支援すること。そのために十分な教職員体制の確保につとめること。子どもの権利を著しく侵害するおそれがある場合は愛知県、県教育委員会として実態を把握し改善につとめること。
- 学校に来る子どもも、他の施設を利用あるいは自宅で過ごす子どもも、すべての子どもの「勉強したい」という願いに応え学びの場を保障すること。オンラインでの学習支援をおこなう場合、オンライン環境のない子どもへの支援も行うこと。
- 文部科学省のQ&Aにそって、外遊びの時間をしっかり保障すること。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携し担任から子どもへの電話も含め、子どもの健康、心理状態を把握しケアにつとめるよう市町村の教育委員会を支援すること。その際、児童虐待などのリスクをかかえた家庭の状況を学校を通して把握し、関係機関と連携できるよう県として支援すること。
- 特別支援学校の臨時休校にともない、スクールバスや給食など登校を希望する子どもを受け入れる体制を万全に整えること、特別支援学校臨時休校中に子どもたちがどこで（学校、放課後デイ、家庭、祖父母の家など）過ごしているのかを把握し、適切に支援が行われるようにすること。
- 学校、学童、児童デイサービス、保育園など子どもの居場所になる施設への大人用マスク、子ども用マスク、アルコール消毒液、非接触体温計など感染防止に必要な備品を県の責任で届けること。
- 万が一、学校で発熱など感染が疑われる人が発生した場合の体制整備をおこなうこと。感染の疑われる人の一時待機場所を保健室以外に確保できるよう財政支援をおこなうこと。防護服やグローブなどを各学校に保管できるよう県として支援すること。
- 就学援助の申請について、コロナウイルス感染拡大の影響で申請期間に間に合わない場合、市町村教育委員会が申請期間の延長をおこなえるよう支援すること。コロナウイルスの影響により著しく生活が困窮している家庭の就学援助をすみやかにおこなえるよう市町村教育委員会に徹底すること。
- 学校、幼稚園、保育園などでおこなう予定だった文化行事のキャンセルについて、文化団体に支払う予定だった公演料を市町村が補填できるよう県として補助をおこなうこと。県内の文化に関わる団体に県知事が要望を聞き、自粛がとかれた後にスムーズに文化活動が再開できるよう財政支援などをおこなうこと。
- 乳幼児健診、予防接種、子育て相談などの実施状況を把握し、保護者の不安に丁寧に対応すること。
- 医療従事者の子どもが心配なく保育園で過ごせるよう、預かる時間など市町村が柔軟に対応できるよう県として支援すること。また、子どもが安全に過ごせるよう人員配置のための補助をおこなうこと。

4 わかりやすい情報発信について

- ワンストップの相談窓口を開設し分かりやすく周知すること。
- 県のホームページの新型コロナ特設ページで相談窓口をわかりやすく紹介し、暮らし・融資の情報へスムーズにアクセスできるよう改定すること ※参考資料を別添
- 融資のよくある質問をホームページでまとめて紹介し、窓口業務を簡素化する工夫をすると同時に、感染予防の観点からネット申請の仕組みをつくること。